

第3回洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成19年2月15日(木)
午後1時30分から
場 所 洞爺湖町役場第2委員会室

会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題
 - 大綱を推進するうえでの基本方針について(助言事項)
 - 使用料・手数料の設定における基本方針
 - 大綱の具体的施策における実施項目について(助言事項)
 - その他
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員

田 中 篤之助	福 島 浩 二	塚 本 政 寛
北 嶋 小二郎	橋 本 豊 子	大 宮 實
桑 原 敏	後 藤 年 雄	谷 川 勉
廣 瀬 保 隆		

欠席委員

会議に出席した町職員等

大 西 康 典 武 川 正 人 高 橋 謙 介

1 開会 13:30

2 会長あいさつ

会長 皆さんこんにちは。今日は朝から猛吹雪で会議が出来るかどうか危ぶんでおりましたが、昼からは少し落ちついた様ですが、まだ荒れておりますので本日の会議は早めに終了したいと思っております。前回、前々回と2回の会議を重ね大綱の骨組みは出来てきたと思いますが、今度は肉付けをしていくことが本日の議題でもあります。一度には中々難しいと思いますが、いま事務局から説明を受けた中では、議会への報告があるようで26日に答申をして頂きたいとのことです。本日の会議は、いままで協議した内容を整理しまして、それにご意見等を付け加えて形を作っていくということで、進めたいと思っております。

事務局 委員の皆様にご理解を頂きたいのですが、前回から会議に専門部会の部会長が出席しておりますが、本日は急な用事が入り遅れて出席することになっておりますので、ご理解願います。それでは、会長の進行により議事に入ります。会長よろしく願います。

会長 議題1、大綱を推進するうえでの基本方針。助言事項でございます。説明を求めます。

事務局 それでは、前回までに5つの基本方針についてご承認を頂いております。最後に残っておりました使用料・手数料の設定における基本方針の内容がまとまりましたので今回提示したものです。事前に資料を配布しておりますので、内容をご覧になっていることと思っておりますが概要について説明します。1ページですが、使用料・手数料の設定における基本的な考え方ということですが、当然、受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収させて頂くという基本的な考え方でございます。使用料、手数料については受益と負担の公平性を確保する観点に立ち、継続的な運営改善努力と適正な受益者負担の原則に則った料金設定と定期的な見直しを行う必要があるということでございます。使用料、手数料にはどういうものが該当するかということについては、囲みの中に記載しておりますが、概ね使用料につきましては道路・河川の占有料、ホール、公民館、体育館使用料などがあります。その他には公立学校の授業料とか動物園の入園料なども使用料に含まれます。手数料については、戸籍交付手数料、住民票の写し交付手数料、各種諸証明の手数料などがあります。1ページの下ですが、減免、免除の規定がありましてその範囲が拡大されており、他の自治体においても行政改革の見直しの対象になっていると、それから使用料

の設定については近隣自治体の均衡から定められたことが多く、完全な整理がされているとはいいい難い状況であります。2ページ目については、必ずしも歳入の確保ということが強調されがちですが、基本的には施設や特定サービスを利用する人と利用しない人がいる中で、施設の利用などで受益を受ける人がいれば、その受益に見合う負担を頂くということであり、ただどうしても住民生活全般に深く関わってくるものが多いものですので、常に住民の皆様のご理解と協力を得ながら進めなければならないということです。3ページ目は使用料・手数料の設定に関する基本方針として5つございますが、この中で先進的な事例や町の現状を考えますと、部会の論議でもでておりましたが(4)の減免対象範囲の標準化、適正化が非常に難しいというか整理を抜本的にしないとしない項目ではないかという気がします。真ん中の囲みについては、独自に設定が困難なものや公営企業の適用対象になる事業は別の料金設定がされておりますので、除くこととしております。それと、使用料・手数料の原価計算ということで、当然見直しをかける場合には原価の計算をしなければならないということで、ここに対象項目として人件費、物件費と掲げておりますが概ね他自治体についても、このような項目になっております。4ページ目は算定の方法として、原価を算定する算式を定めております。5ページ目は受益者負担の割合についてですが、先に助言を頂いた公的関与のあり方に関する基本方針、民間委託等に関する基本方針の中にもありましたが、第1分類から第4分類まで分類しまして、その中に施設の意味合いごとに割振りまして、適正な受益者負担を図るという考え方でございます。概ね、先進地は100%行政が負担すべきものから25%、50%、100%受益者が負担するものと、4分類にしている事例が多くありました。6ページ目の下の方に目的外使用の取り扱いとあります。ここで営利目的等については100%若しくは増額できる規定を設けております。町外の団体や個人が利用する場合も入っております。これらについては施設ごとに増額規定を設けることができるという考え方で整理しております。7ページに入りまして、費用算定結果と料金設定の算式は記載のとおりですが、減免制度についてはかなり踏み込んで実際にこの方針に基づいて、それぞれの施設ごとに減免規定を考えていくときには、あいまいにせず線引きをきちんとしておかなければ、せっかく方針を定めても減免規定で大半が適用になってしまえば元も子もないということで、この辺がこの方針に基づき個々の減免を設定する際に難しく慎重に進めなければならないものであります。使用料・手数料の見直しということで、概ね3年ごとに見直しをしていき、コスト計算については毎年行っていくこととしております。最後に8番のその他の受益者負担として、使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、この方

針の内容を踏まえ各課等において適切に対応することを考えております。以上で説明を終わります。

会長 使用料、手数料ということで一番、目に見えることでありますが、何かご意見等ありますか。

副会長 これについては合併協議で旧洞爺村、旧虻田町のどちらかに合わせるという方針がでていますが、それに代わって全然違う方向で考えてもいいということですか。

事務局 基本的には、根本的な部分から見直しをすることで、その結果料金設定がいまより増額になる場合や減額になる場合もあるかと思えます。いずれにしても、原価計算をしたうえで効率的な使用料・手数料の設定を統一的にするということです。

会長 根本的な部分を協議してほしいということですね。合併協議とは別にして、適正な料金をどこに持っていくべきだということですね。

事務局 補足ですが、合併協議の中で使用料、手数料の協議を行っておりますが、手数料については旧洞爺村に統一する協議を頂いておりますが、施設の使用料については、合併後新町で統一を図るとなっており、現在はそれぞれの使用料を引き継いでおりますので、それを踏まえ新町の使用料・手数料の基本的なあり方について示して進めていきたいということでもあります。

会長 使用料ですから取りすぎるのも問題ですし、足りなくて赤字を出すのも問題ですので、どこに料金設定を置くかという基準を見定めないと行かないのではないのでしょうか。よく地方財政が一番困るのは建てる時は景気よく建てるのですが、それを維持管理するだけの経費の計算が甘く算出して、そのつけが財政負担になってしまう。せっかく作ったものが町民に有効に利用され、しかも適正な料金で満足して頂けるという事業であれば何の問題もないのですが、それをはずすから結局問題が起きてしまう。まず、基本的な問題は事務手数料ですよ、戸籍交付手数料とかですが、どこが原価だということは難しい問題だと思いますし、他の市町村と比べますので、それで高い安いと判断してしまいます。例えば札幌市の窓口と洞爺湖町を比較すると事務量も全然違いますので、そういうことを考えるとコストというものは非常に難しいと思います。

委員 人をお願いすることよりも、自分が考えるというか前から思っていたのですが、この役場が出来てからもっと合理的な方法、我々はこうしているのだから、町民はこうしてくれと言えりようなスタイルにもって行くのが一番だと思います。それが当てはまるかは別ですが、例えばこの庁舎に入って思うのは非常に暑いですね、もう1度から2度は下げるべきです。それとトイレの電気もそんなに四六時中使う訳でないのだから、人が入ったときについてでたら自動に消える。それから便座の温度が高い、そんなに必要はない。それと自動販売機の電気をあんなにこうこうと点けていて、皆さんにゆるくないからこうしてくれとは言えないです。親がパチンコして子供にがまんしろというのは無理なのです。まずは自らしなければ。自動販売機だって、あんな電気いきりません。20ワットくらいで十分。その場所も買いに来た人が入ったら点く、でたら消えると、そのぐらいやっているのだということを知民に知らしめてから、お願いしますと、財政がこういう状況でゆるくないので、町もこうしますのでお願いしますという考え方でなければ、いくらこういうものを求めてもダメだと思ふのです。まず、我々も含めて町自身も実施しなければ。例えば長野県に下條村というところがあります。そこは以前3000人程度の人口で借金がひどくて町みずから電球替えや工事をして、1000人位人口が増えております。出生率も増えており、財政も豊かななになっています。そういうことから出発しなければ使用料や手数料の見直しも必要ですが、そういうことから出発しなければダメだと思います。私も過去に借金を抱え商工会に相談したところ、いろいろな解決策を出され、そのとおりにしたら借金が解消できました。日本で最初に倒産したのはティッシュのホクシーですが、そこは自ら工場などを放棄して更生しました。役場もそのくらいしないと、身近なことから。

会長 使用料、手数料の基本の中に原価とありますが、無駄をさんざんしておいてそれを原価に算入されては町民は納得しないですが、原価をここまで節約してここまで締めても足りないの、負担をお願いしますとなれば仕方ないなとなつて思ふいます。いままであたり前と思つていたことにちょっと気を使えば節約になります。そういうことで、総力上げて原価をどこまで下げるか、下げた原価で町を運営していくのだという出発点を作らないとならないと思ふいますね。

委員 手数料については、いま事務局のほうから旧洞爺村に合わせて設定したという説明がありましたが、使用料については各施設、体育館とか公民館施設など現在、子供や女性団体などが使っています。使用料を見直すことによって倍に値上がりしてしまつて、使用する頻度が落ちてしまうような設定はどうか

と思います。いままで使っていた料金の1割から2割くらいの設定であれば、ずっと使われていきますけど、倍になってしまっただけは何の意味もないので、使用する町民がいるような料金設定にして頂きたい。

会長 そのとおりですね。値上げしても使用者がいなければ同じことですので、そこが一番難しい問題ですね。使う頻度が少なくてコストが高ければ負担は多くなりますが、使用頻度が多ければ負担は少なく済むので、民間はその辺の設定は上手にしますね客の出入りを見ながら、どうも役所は一度決めてしまうとずっとその金額でやってしまうので、あちこちで問題がでてくるのです。その辺はどうでしょうね。

委員 使用量が多くなれば原価も下がるというのは理解できるのですが、いまの現状では人口的にも年齢的にも段々少なくなると思うのです。例えば役場を建てたときと、いまと比べるとこんなに必要だったのかなと思うのですよ。ですから原価の見通しは難しいと思います。

委員 ここで記載しているような原価計算をして、いくらですよと出してそれから団体の利用度や面積などを使って料金を出しますよとしないと、原価計算での数量を出すと、それから面積率など出して議会で決めてもらっていないといつまでたっても同じです。

会長 施設の数にもよりますね。使わない施設は閉鎖しますよとしないと数ばかりあっても難しい、そうかといってやたら閉鎖しても住民にとっては問題ですので、その兼ね合いですね。

委員 建物建てた時には目的がありますから、その目的を高めるための施策として行うのであれば、建てたお金やコストは耐用年数や電気量などから計算できますよね、本当の原価というものは。ただそれを全ての団体に費用の負担を求めるのか、建てた目的を子供やお年寄りなどの活動など目的をもってやっているものがあるのであれば、建物の償還も使用料に含めるのかは整理をして、目的外使用については、空いているときに使ってもらって町としても収入になる訳ですから、そのようなことで整理するのが基本だと思いますので、その辺の基本的なことを見直していきましょうという考え方でいいのではないのでしょうか。

会長 減免の問題がありますけど、それが負担を薄くすることですが、減免することによって財政に影響することで、その影響力をどこまで縮めながらいくかという、やはりどの部分にも同じ率で減免するのではなくて町としてこれだけは絶対必要であるという部分というのは、議会や町民の判定を仰いで、それを重点的にするのであれば結構ですが、それを老いも若きも全部にばら撒くようなやり方はどうにもならない。施設の内容にもよりますし、それぞれの内容によってやらなければならないと思います。

委員 料金を上げるという目的は解かるのですが、商売でいう会場という製品を手数料という価格でお客さんに買ってもらうのですよ。お客さんがどれくらいいるか解からないのに、どれくらい買ってもらえるか解からないのに価格だけを検討しているのは理解できない。その前にいかにしてお客さんがこられるか、こられる状態を作ることが先決だと思います。商売上からいくと。1ヶ月でも半年でも、この会場にはどういう層の客層がくるのかとか、こういうことをしたからこういう客層が来るのだということであれば手数料を検討してもいいけど、いまの状況では考え方が逆ではないかと思います。

副会長 その使用料を決めてもらわないと、使うほうは使いづらいですね。たとえばお客さんに売るのだというにしても、原価計算をしないといくらとは決められないから、一旦きめといて利用度や状況によって、ここにも3年に1回見直しかけるとありますので、1年でもいいです見直しをかけることを前提に一旦は決めると、そのまま行くのではなく次は見直しするぞということやっていかないと中々大変なのではないかなと思います。

委員 逆にその方法で収支が合わなかった場合は、悪いから見直しをするということですか。

副会長 旧洞爺村でも一つあったのですが、いくらですと使用料決めて募集かけたらだれも来なかったのです。そんな高いもの借りても収支が合わないのだから借りないということでした。そこで我々何人かが集まって組合を作ってそれじゃ私たちがやりますかと受けたのですが、やってみれば予想外に人が集まったので、あんなに安く貸せないぞということで使用料を見直し議会で諮って規程を作ったことがあります。やってみないと中々こういうのはわからないのでないかな。

委員 いまの例にみたいに、どこもそうですが行政が箱物作れば必ず赤字になるのだけれども、行政でもっている箱物の手数料ということですから、おおよそ収支が合うとは、事例等から見ると考えにくいのです。ですから、やってみようという一つの案ですので、どうなるかわかりませんが、皆がよければあえて反対はしませんが、ただ並行してもっと別な角度から身近に洞爺湖町の観光や花や木など含めて、住民と接点を多くしないとならないと思います。

委員 色々お話しを聞くのですが、町の財政を見るとある程度上げるものは上げて行かないと、今後の問題として上げなくてもいいということにはならないと思うのですよ。いまの172億が全部借金ということではないということですが、公債費比率が28%を超えるような状態で実質破綻していると同じような中で、ある程度上げられるものは上げていかないと、上げるということの一つには町民がそういう施設を共有していくという意識がなければダメだと思います。上げていくという裏返しにはこれだけ大変なのだから、皆さんそれぞれにもってもらわないとなりませんよとか、例えば、施設10ある内の1つや2つは削らなければなりませんよという形になるのではないかという可能性もある訳です。それでこの中に受益者負担の割合についてという項目があってサービスによって公費負担と受益者負担の割合を設定するということが記載されていますので、この部分を信じて、いきなり料金が倍になるのは認められないですが何割かの負担はやはり抱えていくべきだと思っております。これは使用料の原価というのはある程度算出してこういう資料を出していると思うので、事務局も倍になるということは設定していなく、その辺も含めて3年で見直しとしているような気がするので、私はある程度たたき台として出すべきだと思います。

委員 私は手数料の値上げが反対といっているのではないのです。

委員 私は、委員の意見に反論しているのではなく、私の考え方を述べたまでです。

委員 ただ先にやるべきことは、そっちだと思いますよ。

会長 民間でやる時と行政でやる時と違うのですよ。なぜかというと民間でやる時は金利から何まで全てのコストをだしているのですが、行政でやる場合は税金でやりますので、町民からの要望でやれば原価というのはないのですよね。ただのお金使うわけですから最初は。問題はランニングコストなので

す。それを利用料で埋め合わせできるかどうかなのです。埋め合わせていくのであれば当然、その施設がなくなった時はまた考えて別の時に作るかどうかを検討すればいいのであります。いま一番町で財政を圧迫しているのはランニングコストなのですよ、結局かかる経費に対して町民に負担してもらえないような施設が多すぎるということなのです。そこはやはり方針にあるとおり純然たる税金でやらなければならない道路や公園や義務教育などは採算を求めるのはきついで、その次にくる体育館とかは多少は一部負担を求めていかないと結局はそれが老朽化して再度建設するようなことになってしまう。区分しながら一つ一つ検討していくということがなされていなかったことが、町財政を圧迫している大きな原因だと思います。さきほど長野の例がでましたが、全くそのとおりで、あそこはそこを区分したのです。ここは皆でやってくれ、町はここはやるという区分をした訳で自治体が成り立ったのです。バブル時代のいい頃に何もかも行政でやってもらえるというような生ぬるい意識があるので、中々その意識をとるということは難しい状態にはなっているのですが、ここらでしっかりと決めていかないとどうにもならないと思います。そこでわが町はどうするかということで、やはり一点一点についてはやってみなければならないものもありますが、何を優先するかを決めてもらわないと。

委員 手数料の問題だけど、役場で扱っている戸籍とか住民票ですが、ある程度用紙代はもらっておいた方がいいのではないかと思います。町の財政というのは税金なのですよ、町民税そして地方交付税でもって賄っていけないのですよ、そしたら何をもらうかということになります。使用料を上げたとしても使う団体も減免がある。やはり価格の決定が必要なのですよ、何もなければ金額を課せられないので、決定したうえで交渉に入るようなことをした方がいいと思います。

会長 民間の利用料は利用率の高いところは負担を少なくするとか、臨機応変にやりますが、公の施設というのは簡単に出来ないという難しさはあります。

委員 手数料などは家庭的にはめったに使わないですよ。使用頻度は微々たるものですよ。上げたとしても。

事務局 使用料、手数料だけが抜き出しとなっているようですが、町としましては全体の項目が経費の節減となり、それがあって始めてこういう考え方になるので、先ほど委員から指摘があったように場合によっては料金があがる場合もあるので、行政内部の経費節減を徹底的にやる前にそういうことを行えばいい

ろんな論議になると思いますが、町としては行政内部の経費の節減や給与費や職員数を検討したうえで、このような方針を掲げたいと思っているところであります。

委員 4ページの数式ですが、使用料原価の計算式。人件費プラス物件費を総面積で割ってうんぬんとありますが、これは会長がさきほどいったランニングコストは貸し出し者に負担してもらうことで算定した式とは思いますが、式自体が人件費プラス物件費を割るのではなく、カッコを付けて総面積掛ける年間使用可能時間として、これが分母にくるのでそれに対して貸し出し面積掛ける貸し出し時間になるのではないのでしょうか。

事務局 そうです。

委員 それであれば解かるのですが、ただいま論議していたことは理屈的にはいいのですが、年間使用可能時間という推定的なのか、過去3年間をもってするのかはどうするがありますね。

委員 一つ聞きたいのですが、後ろの方に使用料の金額があるのですが、これは実際に徴収されているのですか。

事務局 公の施設として使用料の設定をしております。公の施設ですので公共性のある団体や公共性の中で使われる場合は基本的には無料となっております。収益性のある場合や個人で使用する場合などには使用料を頂くというのが基本となっております。現実的にはそのような意味合いから徴収の現実には至っていないということであります。

委員 そうするといまの問題になっている使用料については、そういうことについてはどこまで踏み込むことになっているのですか。例えば公の施設として使って無料となっていた者からも頂くということになるのでしょうか。

事務局 受益者負担の割合の考え方で、そういう分類の中で公益的サービスの強いもの又は私益的サービスの強いものの分類の中で整理して使用料を算定していきたいと考えております。さきほどいいました公の施設についてはどちらかといえば公益的なサービスが強いと考えられるので、使用料についてはそういう考え方で整理されると思いますし、特に第4分類の私益的サービスの高い

施設についても現行の中で実施しておりますが、更に適正な受益者負担を頂く考え方としてまとめております。

委員 第4分類の私益的で必需的サービスの中で、例として保育所や学童クラブなどがありますが、これは少し違うのではないのでしょうか。私益的にはならないとおもうのですが、どういう考え方で分類しているのでしょうか。

事務局 いま現状の保育所や学童クラブの考え方になると思いますが、ここの分類については全ての事業を洗出しているわけではありません。この分類例にはあくまでも例ということでご理解頂き、一般的な他自治体の例であるということです。その辺についてもまだ方針が決定した訳ではないので、ご意見等があれば出して頂きたいと思います。

委員 よく分かりました。こういったものについては私益的ではないと思うので、第1分類とまでいいませんが、第2分類あたりでもう少しこの部分の検討をお願いしたいと思います。

会長 第3分類の方が下になるのでしょうか、私益的・選択的サービスとは多分に私的要素が多いことで、第4分類は私益的で必需的なサービスですので、ある程度しなければならぬということになるので、第3分類の方が下になるのではないのでしょうか。

事務局 対極的な第1分類に対する第3分類という見方になっておりますので、受益者の負担の一番大きいものは第3分類という整理になっております。

会長 そろそろまとめに入ります。意見ををお願いします。

委員 例えば月浦の集会所なども徴収することになっているけど、無料なのですか。あと学校が統廃合になっているけど、そういう所の料金など

事務局 月浦の施設ですが、基本的には使用料の設定はあります。その中で公共的な使い方をされる場合は免除する規定がありますので、基本的には徴収しますが、そのような公共的な利用が多くなれば徴収は少なくなるということです。学校の関係ですが廃校で基本的な利用は出来ない状況になっており、今後どのような利用が可能か検討することになっております。

委員 こちらに来て驚いたのは、集会所の利用が無料なのです。前に住んでいたところは、個人で負担して運営しているのですが、何でも無料というのはまずいですよ。料金頂くのは当然だと思いますよ。

委員 まとめに入るということですので、施設使用料については各地域ごとにある施設の経費についてはその地域ごとに負担するのですよという地域もあれば、町で見る地域もあります。合併してたくさんある公共施設の取り扱いは色々あると思いますが、この機会に基本的なことを整理して係る経費の計算をして、頂く料金については施設の本来目的に添って利用する人が利用しやすい料金設定いわゆる減免がされると、せっかくの施設ですので利用したい人には利用させたほうがいいのですから、目的外使用にはきちんと料金を頂くという考え方でいけば、この方針のとおりで私はよいと思います。手数料については役場でしか出来ない証明関係が主ですので、洞爺湖町と伊達市に大差があるということにはならないと思いますので法令に基づいて実施するというのであれば、基本的な考え方はこの方針でよいと思います。

会長 他にありませんか。

委員 集会所とかは役場で対応していますが、水道や光熱費の全部が全部徴収しているかどうかわからないのですがどうですか。

委員 施設によって違うのですよ。

委員 それであれば統一して方がいいですね。

会長 集会所というのは、ある程度地域住民の負担もあって建てているのですよ、維持管理も町内会で負担していますので、問題は大きな総合センターや文化センターなどの統一性をとって頂くことなのです。

委員 集会所やコミュニティーセンターで思うのは葬式なのですよ、いまは伊達に行くことが多いですが、地元でやればお参りに気安いし地域の経済にも影響があるのです。

会長 第1議案についてはいいですか。（異議なし）

会長 それでは議案2の大綱の具体的施策における実施項目について説明を求めます。

事務局 実施項目については前回に続き1つを除いて内容がまとまりましたので、今回提示しました。この中で職員の給与に関することは今回提示していませんが、第4回会議で提示しようと考えています。2ページの職員配置の適正化ですが、現状と課題、改革の内容、年度別計画は記載のとおりで、目標については3つを掲げております。3ページ目は重点施策に対応できる組織機能強化（柔軟な組織体制）であります。改革の内容についてはそれぞれいま行政の中で案件がでる度にプロジェクト等を立ち上げていますが、制度化されておらず規程を設けて実施すべきものなのかなどを集中的に検討する組織として、最終的には首長が判断する材料を検討する組織です。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。4ページ目は超課的強力体制の確立で縦割りであるとか、横の繋がりが無いといわれますが、そういうことから横断的に協力できる体制を構築することが改革の内容であります。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。5ページ目ですが審議会等の活性化です。審議会については合併により整理されております。委員の報酬については他の審議会委員からも指摘されておりますが、会議時間に対する報酬の問題があり半額の報酬制度を検討することになっております。また委員の人数の抑制や女性委員や公募を拡大する内容となっております。効果については記載のとおりです。6ページについては職員定数の適正化計画の策定ということで、合併時の推計であります。それに合わせて職員数を適正に配置していくということです。目標に掲げていますのは退職数です。効果についてはそれに伴う減額となる額で退職年の翌年の効果があるということにしております。7ページ目は嘱託・臨時職員の適正活用についてですが、職責の範囲の明確化として責任の所在がどこにあるか整理することです。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。8ページ目については人事評価制度導入の検討ですが職員の知識・経験の向上や勤労意欲を高め、組織の活性化を図るためにも導入していかなければならないということです。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。9ページ目は勤奨退職制度の積極的活用です。洞爺湖町は単独で退職手当を支給している訳ではなく退職手当組合に加入しております。その組合の規程の対象が45歳以上となる動きがあることから、それに合わせた対応を積極的に行う内容であります。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。10ページ目は希望降任制度の導入の検討です。希望降任制度はさまざまな理由で職責を賄えない場合など、組織全体が停滞してしまうなどの理由から他自治体においても制度を活用しているので町としても積極的に取組むという内容であります。年度別計画、目標、効

果は記載のとおりです。11ページ目は町単独事業の効率的な実施方法を検討
です。これは合併協議の懸案事項であったバス事業、スクールバス、福祉バス、
生活路線バスであります。中々所管による管理が集中的に出来てないことや
維持管理等に要している経費も多額になっていることから、改革を実施するも
のであります。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。12ページ目は
大規模事業の抑制（ハード・ソフト）です。これについては公債費負担適正化
計画を策定することから、当然事業決定には経営会議において施策を集中的に
検討し予算配分を行う内容であります。年度別計画、目標、効果は記載のと
おりです。13ページ目ですが、減免・減額規定等の抜本的見直しです。さきほ
どの使用料・手数料の設定における基本方針に基づき実施する内容であります。
年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。14ページ目は受益者負担の適
正化です。これも方針を定めて料金統一を図るというものであります。年度別
計画、目標、効果は記載のとおりです。15ページについては公共施設の有料
化に向けた検討です。現在無料となっている施設については受益者負担の観点
から有料に向けた検討が必要ということであり。年度別計画、目標、効果
は記載のとおりです。16ページ目についてはあらたな財源の調査・検討であ
ります。これについては色々検討しましたが大きな風呂敷を広げるより出来
ることから目標をたて改革していくということから、有料広告や駐車場の有料
化などが内容となっております。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。
17ページ目は施設の民間委託の推進です。それぞれ方針を明確化し民間にで
きることは民間に委ねることを基本とし、行政が本来やるべき業務を明確にす
る内容であります。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。18ページ
目は指定管理者制度導入に向けた調査検討です。民間委託等の一つの手法であ
りますが、法律改正により室蘭水族館など実施しておりますが、町としても実
施していくという内容であります。19ページ目は事業の民間委託の推進です。
事業部分の民間委託の推進ということで施設と事業を分けております。これも
方針に基づき行政内部の事務で民間委託したほうが効果、効率的なものがあれ
ば、例えば給与の計算事務などがありますが、積極的に推進していこうという
内容であります。20ページ目は文書管理システム等の導入による事務の簡素
化です。現在紙代だけでも相当な経費が係っており両面コピー等などの取組み
も行いますが、今後は文書経費の大幅な削減に向け文書管理システムの導入を
行うものです。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。21ページ目は
外郭団体の経営健全化（公社・第三セクター）についてです。土地開発公社、
第三セクターがありますが、これらについては国の方も連結決算の考え方を示
しており町全体の起債額をおさえる中で公社や第三セクターも含めた考え方を
示していることから積極的に経営健全化を推進するものであります。年度別計

画、目標、効果は記載のとおりです。22ページ目は公営企業、特別会計の経営健全化です。独立採算の原則に基づき一般会計からの繰入を圧縮するもので、困難な会計もありますが電子化やあらゆる手法により経営健全化を目指すものです。23ページはITに有効活用による町民サービスの向上（オンラインサービス）についてです。こちらは都市部のように情報化が進んでいる訳ではなく特に高齢化している地域では各家庭に機械が設置しており、利用できる状況は少ないと思いますが、国全体の仕組みの中で電子化が進められており当町も合併により基盤を整備しておりますので、有効に活用していこうという内容です。当然ホームページの充実によって情報提供を図っていくことも掲げております。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。24ページ目は窓口サービスの充実です。これについては本来的にいわれているワンストップサービスとまではいかないものでありますが、来庁者がどこにいけば解からないとか、行ったり来たりしないように改善するものであります。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。25ページ目は町民参画と協働によるまちづくりの推進です。言葉では協働、協働と使っておりますが具体的な手法は何なのかという部分では協働とは明確なものはないのですが、NPOやボランティア等と連携によって役割分担をお願いすることもあるでしょうし、計画を決定する素案の前に皆さんからの意見を公募し反映させる仕組みのパブリックコメント、ワークショップやモニター制度の活用により同じ意識や問題意識をもっていくという内容です。年度別計画、目標、効果は記載のとおりです。26ページは広報誌・ホームページのさらなる充実です。町の情報源である広報誌やホームページなど役割を再確認していこうという内容であります。以上です。

会長 説明が終わりました。ここで休憩します。

休憩 午後3時05分

開始 午後3時20分

会長 再開します。ただいま概要について説明がありました。事前に資料が配布されておりますので、こうあるべきだとか、こうしてほしいということがありましたらお願いします。先ほども説明がありましたとおり職員の給与関係については第4回ででてくるそうですので。

委員 実施項目8番の職員の定数管理というものがあるのですが、合併したあとは相当人間的に多いということがあるのですか。最初に頂いた定数管理の適正度というのがあるがって洞爺湖町は12.89人になっていて全国平均より4人

くらい多いという16年度ですが、このあと合併ですよ。さきほど説明があったのは自然退職により適正化を図るということなのですが、実際にこの当たりの全国平均に22年度には近づくのですかね。

事務局 定数管理を比較するものの一つに定員モデルというものと、類似団体との比較というものが目安になると思いますが、類似団体については合併して間もないですので、数値で示されおりません。産業や面積などいろんな状況から算出されます。合併する前は17年11月1日で208名おりました。合併の前日に勧奨による退職が両町合わせて11名、それから旧虻田町で死亡退職が1名で12名おりました。合併日には教員も含め町長、助役、教育長を除くと197名おりました。それ以降に現在まで自己都合による退職が2名おり総数では195名になっております。内訳は一般職182、教育の13名です。このあとの推計ですが18年4月1日の184名を起点としますと平成22年度までに退職者が19名になりこの間職員採用はしないことになっておりますので165名ということになります。町としても勧奨退職の年齢引き下げによる規程の整備等も行っておりましてよりスリムな形を考えております。この22年度の165名というのは、国の定員モデルや類似団体と比較してどうかというのは、若干まだ概算ですが多いかと思えます。ただ国でいっております職員数の純減の数からすると10.33%ですのでクリアしておりますが、実態としてはまだ若干多いかと思えます。

委員 一概に言えないけど、いまこういう現状で非常に大変なのだということを議論するうえでは、他の事例をだしますが、非常に甘いのではないかと思います。さきほどの長野県の村は4000人です、洞爺湖町の2.5分の1ですが職員数は35人です。これから見るともっともって国の方針がどうかではなく、民間でいけば倒産寸前なのですからもっと努力しなければならないと思うのです。いま195名で合併して1年目だから止むを得ないとしても3年目位までには100名位、本来はもっと少なくてもいいと思えますが目標としてはもっと少なくてもいいと思えますよ。4200人で35人ですからね。

副会長 この数字は嘱託や臨時職員も全部入っているのだよね。正職員だけではなく。

事務局 正職員の数字です。

委員 職員数については合併したときに一定の取組みについては合意がされており、5年間は定年退職については不補充、それから残り5年間は5人に1人を採用することで、10年後には何人くらい目指そうということであります。いま勤めている職員は、公務員という分厚い分限制度がある中で辞めなさいという訳にはいかないと思うのですよ法律的に。これはこれでいいのですが、それにしても10年後にしても多いと思いますので、更に職員の数を少なくしていく方策としては勧奨退職などを進めて自主的に辞めて頂いて、通常より厚い措置を講じるよとしながら進めないと、これ以上のことをやっていくのは5年間の中で首を切ってしまうのは現実的には難しいのではないかと思います。そうはいいいながらも職員の人件費は財政で大きな割合を占めておりますので、グループ制など導入しながら事務組織や係を見直しながら進めていく必要があります。それから旧虻田町については解からないと思いますが、事務局から教員を含むとっていたのは洞爺高校が道立でなく町立の学校になりますので、その教員の給与については設置者の町が支払うことになります。あまり他の町で高校を持っているのは少ないですが市はありますが、13名の数も国の基準に基づいて配置される数で、給与についても交付税で措置されますので、お金は交付税で入っていきませんが、人件費として支出することになりますので、その分はどうしても他の町より人件費が高いことになるのはご理解頂きたいと思いません。

委員 8ページ辺りまで職員や行政内部の改革の内容だと思うのですが、これはどこでやっても一番やりづらい大変なことだと思います。ただ素晴らしいことが書いてあるのですが、これを現実化するための手段というか職員一人ひとりまで徹底して浸していかなければ、さきほど委員からあったとおり厳しい段階に来ているのは現実なのです。8ページにも書いているとおり職員一人ひとりが意識を持っていなければ不可能に近いのです。やっている職員もいれば民間から見れば無作為という職員もいるそうです。そう言う意味でも時間が遅れればおくれるほどやりづらい内容なので、プロジェクトなどで徹底して進めていかなければならないと思います。漁業組合で職員削減するときに、管理職員は後ろに後ろに遅らせたがるのです。それは遅れれば遅れるほど逃げ切れるという考えがあるものですから、問題はこの土俵に上がるのはいまの20代から30代の職員が上がるのです。その人達が本気ならないと今後財政は上手くいかないし、合併したのにサービスが下がったなということになるのです。文言いろんな素晴らしいことが書いていますが、実行についてはかなりしっかりやってかなければ身にならないと思います。それと余談になりますが町会議員の幹部に町財政大変だねといったら、色んな市町村も大変で借金あって同じだよ

と何も思っていないよといわれました。そういう議会の幹部が町の財源を見て他の市町村も同じだから気にしないよということが、腹ただしいのです。それで私たちが町長から委嘱されて何とかしようとかんがっているときに、議会の認識がそれではなんと納得がいもなくアンバランスなのです。

会長 民間が何故いま景気がいいかというとリストラをしました。そのリストラといってもただ首きったわけではなく使えない人を首きって、使える人を残したのです。その使える人はどういう人かという時代にあったビジネスが出来る人、コンピュータが使える人なのです。コンピュータが使えない人はどうにもならない。結局こうして自然退職を待っている年取った職員がいまのコンピュータを自由に使いこなせるのであれば問題ないのです。いまの子供たちは小学生から使っていますから、それより使いこなせる大人は少ないと思うのです。そうすると国の方は機械化が進んでおりますし、世の中もコンピュータの時代に入っているのにそれに追いつけない人達がまだがんばっているかということがどうにもならない。どこで機械化を受け入れる体制を作れるかということです。そうすると自動化するのでこんなに人数はいらないのです、結局100人でもやれるもっと減らしてもできるという時代が来るのです、民間がやっているのですから、行政が遅れているだけで半分でも3分の1でも出来るよというときに、まだ旧体制で人員整理してはいつまでたっても遅れてしまう。ここで大事なものは、早く時代の波に乗れる体制、それだけのことをこなせる人材をどう育成するかということですよ、私はそう思います。

副会長 ただ先ほど委員からもあったとおり、生身の人間ですから辞めろとはいえないですよ。

会長 辞めろとはいわないですよ。勉強してくれといっているのですよ。

委員 国の政策が三位一体で地方に押し付けて、国会議員は何をやっているのか、市町村を整理しなさいなどといってくる。それをしないと交付税が減額になるという心配があるので実施し交付税を確保する。極端にいったら国会議員ももっと考えてやらないと、自分達がすき放題やっていて市町村に押し付けるようなことを。私は行政の応援する訳ではないですが、いわれた職員は非常に身の詰まる思いですよ、採用されたときは定年まで勤める気持ちで入ってきているのだからそれを20代や30代でもって人員整理といわれては身に詰まる思いだと思いますよ。削減は人件費が目につく、これを削ろうとしますが町長、助役、課長連中はある程度安泰だからいいでしょう、30%カットしよう

が何しようが、それ以外の職員はそこまで家庭に響くことをやられたら大変だと思う。私は計画を建てるのはいいのですが、町全体の町民の減であれば説明つくでしょう。でもまだ1万人いるのです。さらに合併の問題もでてくる。こうすることで話題になるのは人件費削減となりますが、もし自分の働いている会社がそういうことばかりでは働く意欲がなくなると思います。

会長 民間の発想と行政の発想と必ずしも民間の発想が行政で通用するとは思いませんが、行政でやらなければならない仕事は行政でやらなければならない、これは法律に基づくものですから、だけど民間でできるものは民間にやらせる。夕張市ももっと早く気が付いていればあれだけの騒ぎにならなかったと思うのです。

委員 47都道府県の中で議員と知事が議論しているのはいくらないです。議論しているのは長野、鳥取、高知、香川、岩手くらいです。いまいった県は改革も先頭に立っている知事なのです。本来こういうことは、議会がチェック機能を果たしてないということなのです。何をやっているのかということです。住民は議員に、議員は職員にという仕組みがあるのです。ようするに何もしていない、何もチェックしていないということなのです。夕張市の市議選挙にしても立候補が少ないといえます。本来町をよくしたいと思えば報酬など関係ないのです。その辺住民も、職員もしっかりと目を据えて行動しなければならないと思いますよ。いうべきことはきっちりいって。

委員 新町の大きな財政も問題というのは、旧虻田町でいえば起債が28%超えているということで、それが大きな財政上の問題であった。職員の数が多いとか人件費が高いというのは5%カットなどして旧虻田町の財政が極端に悪くなるようなことにならない方策はとっていたと思うのです。一方旧洞爺村は何が問題だったかということ、旧洞爺村は公債費や基金などについては良くもなければ悪くもない、ただ三位一体改革で地方交付税がどんどん減ってきて一般財源の税收や補助金などが交付税に跳ね返ってきて、最も重要なのは人口割りが増えるのですよということになったら旧洞爺村はやっていけないということがあって合併しました。新町になったら職員数が2つ集まるのですから余剰の職員数がでてくるのですから、それはいま出来る方法を使って最大限の減少に努めていきましょうと、事務局はまだでていないといっていますが産業構造や保育所、学校の数などが類似している町村を参考にして、時間は係るけどとっていきましょうというのですから、このこと自体を手ぬるいというのはあるかもしれないけど、止むを得ないと私は思います。まだ給与の問題がでていないで

すが、職員数の問題については取れる最善の方法でやってくしかないでしょう。もう一方、起債の率に制限率がありますので極力事業を御さえる。起債事業を絞り込んでいきたいと思います、そして何とか18%以下にして、それからもう一回必要なものをしていきたいと思いますということですから、これが今一番大きな問題だと思っております。例えば市町村の公債費というのは元利均等償還ですから、地方交付税に元利を見てくださいような制度のない借金については繰上償還した方がいいのですよ、金利の高いものについては繰上償還して金利負担を少なくしてくようなことが、これからの財政を考えると一番重要なことだと思います。

委員 行政改革というものは、総務省が基本的に出してきているのですよね。その出した総務省が1年以上も経っていますが、その間国が何をやってきたのかというと、ここに書いているようなことは何もやっていないのです。そう言う中で地方の補助金を削減してどんどん地方にしわ寄せして、こういう中で町も行政改革をなささいというのが指針の内容なのです。一番下の地方が、職員がいじめられ財政がいじめられこういう中で生きていこうとするのです。一番基本的になっているのは職員の意識改革以外に何のものもないのです。意識改革ができれば何でもできるので、職員がどうそれを向上していくのかどうかのアンバランスが、あまり強いことをいって職員をいじめることがいいのか、もっと意識向上してどんどん自ら前にでてきてくれるといい体制がいいのか、それが一番心配です。

副会長 職員の意識改革も必要ですが、議員ですよ意識改革が必要なのは。

委員 議員は皆さんからでる人間なのですよ、一般町民がもったきちっとした目で選んでもらえば。

副会長 いま選挙ありますので、その時考えましょう。

委員 補助金だとか、人の金をたよっていること自体がおかしい。自分の家庭の経済は自分でやらなければならない。

委員 さきほど委員からのお話がありましたが、大規模事業の公債費というのがありまして、私も気になっていたのですが、非常にこわい数字がでていて財政構造の弾力性というのが103分の101、公債費負担の健全度が103分の103、将来負担の健全度が103分の101ほとんど後ろですね。これだと何にもできないというのが現状だと思います。18%以下に落とさないと。

こういう状況ですから何もできないというのはしょうがないと思うのですが、町内の関係業者に情報の開示を早くして対応を取られるような資金面だとか指定管理者制度などで手厚い保護をしないと倒産という恐れがあるのではないかと思います。

委員 おっしゃるとおりで業者の方が借金出来ないのだよとなれば事業がないということですので、新町になったら仕事がなくなるなという恐れを抱くと思うのです。役場の方できちんとした指針をね、例えば借金でも丸々返さなければならぬ借金もあるし、交付税で措置される借金もあるのですよというものもあるのです。70%の元金と利子を交付税で措置されて残りの30%だけで事業ができる合併特例債のような借金もあるのですよ。そういう有利な事業採択を受けて有利な起債を受けられるような事業にシフトしてくような考えで、それ以外の事業は極力抑えるような考え方でいかないと、何故公債費比率が28%にもなったかというとは私は災害が原因だと思うのですよ。噴火に係る事業は国が実施しましたが、それ以外の公営住宅などは金利の部分で面倒見てくれたかもしれませんが、その金額が多く借金が増えたものだと思います。しかしこれは償還年数が決まっていますから償還していけばなくなる借金なのですよ。ですから他と違って有珠山噴火のために28%という起債率になっているので、まだ救いどころはあると。この間がんばっていけば洞爺湖町も捨てたものではないと思います。ホテルの税収など他の市町村と違って入る要素がたくさんあるわけですので。

委員 国の激甚災害の指定によって、どのくらいの支援があったのですか。

委員 私もわかりませんが、激甚災害を受けたので国がほとんどやるのですよ。何十億も何百億もかけて、ただ町がしなければならぬ事業があってその部分の持ち出しが多くなり起債が増えたということだと思うのですよ。

委員 激甚災害を受けていたので、ほとんど町のお金はかかっていないのかなと思っていましたのですよ。

会長 本来は日本に住んでいて天災を受けた場合は全部国が面倒見るのが本当なのですよ。ところがそうはいかなくて、国の事業と同時進行やらなければならないのです。その積み重ねなのですよ。

副会長 そういうところが議員の勉強不足で、何でもいいから事業すればいいみたいな考えだからこうなってしまうのです。

会長 職員にいくら尻たたいても、職員は後ろから押してもらう人がいないと動けないのですよ。押す人は町長と議会なのですよ。その後ろに町民がいるので、皆がやってくれといえれば喜んでやると思いますよ。かつてに飛び出してやっっては、責任問題になるのでそういうことはしないですよ職員は、出来ないですよ、皆が押さなければ。この行財政改革も皆が押せるものを作って答申して、議会に出してこれでやっていこうということになって、始めて文書から形になるのですよ、これに書かれたことが全て実行できれば、ものすごくいい町になりますよ。

委員 厳しく物事を判断していかなければ、やる以上は。

会長 こういうことをする時、何かしようと思うとき反対を考えるのですよ、失敗したときこの程度で済むなと思ったらやるのですよ。ただ皆さん失敗を考えないのですよ、やることばかりに目がいって失敗したとき誰がどう責任とるか考えないのですよ。そういうこというなら最初からやらない方がいいだろうと、失敗するなら何でやるのだという議論が先行してしまうのです。どうも町財政はいい方がいい方ばかりバラ色を求めてしまいがちですが、その辺を理解しながら物事を決めていくことが必要だと思います。議会政治の欠点は失敗から捉えられないということなのですよ。

委員 側から見ると一番良くわかるものです。

会長 やはり物事を決定して動かすのは議会ですので、議員さんが前向きに進めていかないと、何か知恵貸せということには知恵を絞って貸していかなければならないでしょうが、動くのは議会ですよ。

副会長 議会の方が知恵はあるのですよ。

会長 ちょっと土地開発公社のことで、地域開発とくに宅地供給ですね皆さんが快適な住宅を建てて住みたいというものですが、いまの現状は無秩序で建てていますよね。農業委員会で許可もらって道路のことも考えないで建てて、そのあと公共事業が追いかけてくるのですよ、家が建ったので放っておく訳にはいかない道路を整備したり水道も作る。結局それに従って無秩序に町が作られ

てしまう。現実に虻田地区においても消防車が入れるかどうか解からないような路地に家が建っていますよね。それは快適な町とはいえませんよ。それをまずお手本を示そうということで、旧虻田町では土地開発公社を作って快適な宅地供給のモデルを作ったのです。ところが全て町が公社という形で財源を借りて土地を買収し造成などをしてから売却するというので、大きな欠損はしておりませんが、いつまでも町がこういうことをやっていく必要のある事業かなと思います。例えば札幌市の場合は土地区画整理組合という事業があるので、市が条例を作って監督するわけです。一切お金は出さない。都市計画に基づいた設計をしてもらい、そこに地主が共同で宅地造成をする、それについては公共事業として上下水道など若干の補助金は出します。それで立派な街路を作るのですが、道路のげんぶ率、造成費は全部地主が持つのです。3000坪の土地をもっていたら1000坪は道路になる学校や公園用地も作るとだいたい3分の2が消えてしまうのです、残りの3分の1で造成するのです。それでも資産価値はあがるのです農地から宅地になりますので。もう一つの利点は造成の工事ゼネコンがやります、その工事についても全部ゼネコンが持ちます。その見返りに土地をもらうのですよ、そうするとゼネコンは一生懸命売却して人を住ませるので、立派な町ができるということです。そうすれば自治体は何の経費も掛からないですよ監督だけしていればいいので、そういう仕組みを少し勉強して頂いて民間の力を利用して町を開発する方法を考えていかなければならない。

副会長 公社は趣旨とやっていることが全然違うのではないですか。噴火のときに土地を求めている人に売ることがありましたが、実際違うのではないですか。

会長 もう一つの業務もありまして、公共用地で買収するとき一度公社が間に入ってくるのです。いきなり官公庁が買うのではなく公社が一度買ってから利息を付けて官公庁に売却するというややこしいことをやらされるのです。それから洞爺湖温泉の場合は流水路などを作るとき、その計画区域から外れた土地が3坪や4坪程度残っても地主は困るので全部買ってほしいとなります。しかし官公庁は必要なところしか購入しないので、そのような残地を公社が取得して地先の地権者に売却するようなこともやらされるのです。全く公社が必要ないといいたくありませんが、いまとなれば大きな工事がないのでどうかなと思います。

委員 壮瞥がどこか土地開発公社や廃止しましたね。たしか知事の許可を受けて設置していると思いますが、メリットがないということで、町が経費を出し

てワンクッション置いて先行取得として公共用地を一度に買えないので、公社に買わしてやるというような便宜上のためであって、実際に造成して販売するとかの事業もなく役員の報酬なども支払うことになるということで、2重構造になるので壮瞥町が廃止したと聞いております。その辺を整理して必要なければバブル時期とは違うので、見直した方がいいと思います。

副会長 一般的に公社の負債によって財政が悪化したということを聞きますが、旧虻田町の公社はそういう公社とは性格が違うので、いままで持っていると思います。

会長 文書にも点検をするとは書いておりますけど。

委員 いずれにしても役所が第2、第3的なことに手を出したらダメなのです。あっちこっち手を出したら。

委員 民間委託の推進というのがありますが、ぜひ気を付けて頂きたいのは民間委託して、役場の責任が薄くなって逆に経費がかかるということが考えられますので、民間委託を推進すること自体は賛成ですが、そういうことがないように気を付けて頂きたいと思います。

会長 民間委託というのは、役所が民間に頼むわけですから、頼むほうに責任があるのです。その辺の考え方をきちんと整理しておかないと。

委員 この計画の他に、議会議員についても行財政改革に対する意識改革をしっかりとやって頂きたいと委員の方から要望があったと伝えて下さい。

会長 それは付け加えて下さい。その他ありますか、なければまとめます。議題2については、終了してよろしいですか。(異議なし)

会長 その他について

事務局 本日お配りした行政改革大綱の骨格案については、それぞれの実施項目から積上げて作成しているということで、骨格案については概ねご確認頂いているところですが、本日具体的な計画が給与関係を除いて決まりましたので、大綱における項目の説明部分を事務局で骨格案に肉付けしております。本日はこれについてのご意見を頂きたいと思います。ちなみに具体的な内容は

綱の6ページからなっておりまし、囲みの太字が手直しをしたもので、その下の項目については実際に行う内容を参考までに記載しております。

会長 前回と比べて見ると解かりますね。一度持ち帰って確認して頂いてからの方がいいですね。

事務局 次回会議は2月の26日を予定しておりまして、そこで意見を出して頂いて、これよいとなった時に町長に答申して頂くという流れで考えております。

会長 まず、次回会議は26日でよろしいですか。

事務局 スケジュールの関係で説明しますが、本日、行政改革大綱の検討案を示させて頂きましたが、再度お持ち帰り頂いて検討することになりましたので次回に整理することになると思いますが、次回開催については2月26日午後1時30分を予定したいと思っております。この日に答申を頂きたいとおもっています。この答申を受けて町として大綱案を3月2日議会へ報告する予定でありますので、それからいくと26日に答申を頂ければと思っております。議会への報告理由ですが、現在進めている部分や4月から実施する部分が含まれておりますので、3月議会で19年度の予算と関連がある事項もあるということで、事前に報告しようということからであります。それから大綱の件ですが事務局が整理した文書で議案として送付させて頂きます。その中で給与関係については本会議で継続審議中となっておりますので、その部分についても次回までには整理して送付させて頂きます。

委員 前回も欠席したのですが、欠席すると中々理解ができない部分があるので、26日ちょっと他の会議があるので、ずらしてほしいのですが。

事務局 会議終了後に町長に答申を皆様の前でお願いしたいと思っておりますので、町長のスケジュールからいくと26日しかないのであります。

委員 あと何回開催する予定ですか。

事務局 18年度は答申後、内容を住民に公開して意見を求めようとしておりますので、それがまとまる3月末にもう1回予定しております。19年度以降は進行管理の中で報告しご意見を頂きたいと思っております。

委員 住民公開とは広報か何かでやるのですか。

事務局 広報も考えておりますが、ボリュームが多いので広報には概要を載せて詳細については各公共施設に設置して閲覧して頂くような方法を考えております。ホームページに載せるだけでは、パソコンがない方には閲覧できませんので、そのような方法で検討しております。

委員 広報については、文書をそのまま纏めても中々見ないのです。書き方としてイメージを変えて解かりやすく、親しまれるような書き方にして頂きたいと思います。

事務局 概要版は解かりやすくするように工夫します。

委員 あと報酬の支払い案内を郵送しておりますが、用紙も無駄に大きいし郵送も無駄です。次回会議に手渡しすればいいのです。出来ることからすぐやっていかなければならないのです。

委員 行財政改革推進室が率先していかないと、他の課は付いてこないですよ。その辺の認識をもっていないと。

会長 お金のことばかりの話になりますが資源を無駄使いしないということは生きていく人の努めですよ。無駄なものは使わないということは。

事務局 最後ですが、前回会議で公的関与のあり方の基本方針についてご審議頂きました。その中でサービス提供の実施主体の検討のプロセスで、それぞれ4項目に留意するようということを示しております。その中で住民サービスが低下しないという表現があり、その表現は馴染まないのではないかという意見を委員から頂きました。その内容を本部会議で検討した結果、ご指摘のとおり住民サービスが低下しないということは中々難しいのではということになり、住民サービスが低下しないという文言は削除することになりましたので、報告します。

委員 そうするとサービスの低下もありえるということですね。

事務局 そういうご指摘でしたので。

会長 サービスの質の問題で、いままではサービスは量できたから今度は質でいきましょうということだと思います。

委員 サービスが悪くなるということではないということです。

会長 サービスというのは一言でいうのは難しいもので、いってみればサービスとは受ける側の満足度ではないかと思うのですよ。経費や手間かけなくても受ける人が満足すればそれでいいのですよ。それがサービスとは、おまけと思っている人が多いですが本当は精神誠意業務を行うことがサービスなのですよ。

会長 その他なにかありますか。なければ終わりにしますがよいですか。（異議なし）

会長 本日は思いのほか時間が掛かりましたが、何とか落ちつききました。これは先ほどからいっておりますが、実行して頂く町側の絶大なる努力が必要とされますので、それを期待して本日の会議を終了します。

終了時刻 16:55